

Title	『文館詞林』巻四五五残簡再考：天理断簡・香果遺珍本・大喜多本から
Sub Title	A reconsideration about manuscripts of "Wenguan cilin" vol. 455
Author	矢島, 明希子(Yajima, Akiko)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2024
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.58 (2023. ) ,p.247- 269
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20230000-0247">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20230000-0247</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 『文館詞林』卷四五五残簡再考

—天理断簡・香果遺珍本・大喜多本から

矢島 明希子

はじめに

『文館詞林』は唐の許敬宗等が勅命を奉じて顯慶三年（六五八）に編纂した詩文集である。しかし、一千巻という大部な総集であつたがために、中国では早くに散逸してしまつた。日本では、『日本国見在書目録』に「文館詞林千」とあり、一千巻揃いで伝来していたと考えられる。幸いにして、弘仁十四年に校書殿で書写された写本の一部が原本あるいはその模抄本となつて現在まで伝存しているが、この弘仁抄本は平安時代末期には分断されてしまつたらしい。そして順序バラバラに綴合され、紙背

は釈千観撰『法華三宗相对抄』（以下、『相对抄』）の書写に用いられた。さらにその『相对抄』も分散したために、『文館詞林』の復元は容易ではない。現に、江戸時代後期ごろより、学者や好古家が精力的にこれを蒐集し、復元に励んだが、現在までに原本あるいは模抄本で確認される残簡は、全体一千巻に比してわずかである。<sup>①</sup>

このうち、天理大学附属図書館所蔵の断簡（九二〇・八一五、以下「天理断簡」）は、兵庫の豪商・吉田家が古文書を蒐集した「聆濤閣帖」の一部を成していたが、その後大阪の蒐集家の手から弘文荘を介して天理大学附属図書館に入った。<sup>②</sup> 縦二七・四糎、横五十七糎の黄麻紙一葉で、墨界高二十・四糎、

幅二・四種、二十四行を存する弘仁抄本原本の一部であり、紙背には『相对抄』巻六の末尾に近い三十三行分が書写されている。『文館詞林』側の巻次や題目などは不明であったが、阿部隆一氏が「文館詞林考」(『影弘仁本文館詞林』古典研究会、一九六九)において、これと同じ内容が竹苞楼主人・佐々木春行の『古籍鑑定書目』の「同四百五十五 碑世五 將軍五」とある後に臨写されていることなどから巻四五五の一部と推定し、四行目に「見称於張氏」とあることよって、張氏の碑銘ではないかと推測した。しかし、その後、碑銘の主については尾崎康氏が「文館詞林卷四百五十五残簡について」(『書誌学』復刊第十六号、一九六九)および「天理図書館蔵文館詞林断簡をめぐって」(『ピブリア』第四十四号、一九七〇年)において安修仁碑銘と訂正された。

その巻四五五について、近頃慶應義塾図書館所蔵の橋本経亮(一七五五—一八〇五)の蒐集品「香果遺珍」が整理された際に新たな発見があった。この中の『文館詞林』の模抄類に巻四五五首の模抄断簡が含まれていたのである(一三三X@一六〇@九三八)。この模抄類は、二〇二一年第三十三回慶應義塾図書館貴重書展示会「蒐められた古—江戸の日本学—」において

展示が行われ、筆者はその展示図録(以下、「図録」)および『斯道文庫論集』第五十六輯に掲載した解題(以下「解題」)で香果遺珍本を全く未知の佚文として紹介した<sup>3</sup>。しかしその後、斯道文庫所蔵の『文館詞林』関係マイクロフィルムを確認したところ、昭和四十九年六月に撮影された大喜多勘学氏所蔵の(江戸後期)模抄本(マA九〇七B)にも香果遺珍断簡と同じ巻四五五の巻首一張分を見出したのである<sup>1</sup>。

これよって、香果遺珍本の内容が今まで全く未知であったという解説は訂正しなければならない。ただし、大喜多本は尾崎氏の諸論考が発表された後に調査が行われており、これを加えて検討された論考は寡聞にして知らない。これもまた、巷間には知られず息を潜めていた資料といえよう。そこで、香果遺珍本および大喜多本を踏まえて、改めて天理断簡の内容と伝来について検討したい。

## 一、香果遺珍本

### (一) 巻四五五冒頭の内容

香果遺珍本については「解題」ですでに述べたが、検討の筋道を立てるため、改めてより詳細に香果遺珍本から天理断簡の内容を問いたい。その後、大喜多本と合わせて伝来について検討する。

香果遺珍本『文館詞林』は、次の模抄群からなる。卷四五五以外の詳細は「解題」を参照されたい。

卷一五八 卷首部分 全一葉

卷三四八 馬融「上林頌」末尾七行から続く「広成頌」冒

頭六行分 全二葉

卷四五五 卷首部分 全一葉

卷五〇七 卷末部分 全二葉

卷六六二 卷首より「後周武帝拔北齊詔二首」第三〇行ま

で 全五葉(甲)

本巻はこの他に卷首部分一葉の模抄が二部(乙)・

丙)重複

卷六九五 卷首部分 全一葉

『相對抄』卷六末尾 全二葉(ほぼ同内容が二部)

筆跡はまちまちであるが、卷一五八・四五五・六六八乙は同筆

と見られる。

このうち、卷四五五断簡は紙面高二七・六糎、幅六一・四糎、楮紙三紙を継いでおり、字面高約二〇・二糎、二十二行からなる。「此分所在不明分」と墨書された包紙がつく。本文は簡略な書きぶりで、弘仁抄本の字様までを模抄するものではない。その内容は次の通りである(大喜多本も同内容であり、異同がある場合は注記した<sup>⑤</sup>)。

- 1 文館詞林卷第四百五十五 碑卅五百官廿五
- 2 中—————<sup>⑤</sup>奉 勅撰
- 3 將軍五
- 4 岑文本冠軍大將軍安興貴碑銘一首并序
- 5 右驍衛將軍安脩仁碑銘一首 并序
- 6 鎮軍大將軍段志□<sup>⑤</sup> 〔志〕と傍記 碑銘一首 并序
- 7 校尉
- 8 西晉傅咸城門校尉劄欽碑銘一首并序
- 9 西晉陸機吳楊武校尉盛暹碑銘一首并序
- 10 梁任昉南齊步兵校尉劉瓛碑銘一首并序
- 11 將軍五
- 12 冠軍大將軍安興貴碑銘一首并序岑文本

- 13 夫忠也孝也人倫之高行富也  
 14 貴也有生之所欲是以禮陳閭  
 15 屋書美班璠（瑞）と傍也家積千金擊鍾斷  
 16 於郡邑門稱万石紵青紫於廓  
 17 廟然而誠亮草昧功勒旗常歌  
 18 堂舞館則瞻焉爰止米輪華轂  
 19 則躍馬疾驅鍾積慶於嘉運苞  
 20 具美於前列斯固卜商謂之在  
 21 天陸景以為遭遇者矣公諱興  
 22 貴字某武威姑臧人安息王之

これまで、卷四五五の収録内容については先に挙げた佐々木春行『古籍鑑定書目』の他、江戸時代後期の尾崎雅嘉『群書一覽別録』（以下『別録』と略称す）巻五に、

第四百五十五 碑卅五 百官廿五  
 將軍五  
 右驍騎將軍安修仁碑銘一首并序 凡七條

と、著録されているのみであった。しかし、香果遺珍本の出現によって『別録』が挙げる安修仁碑銘は卷四五五の第二首に当たり、將軍の碑銘が三首、校尉の碑銘が三首、計六首によって構成されていたことが明らかになった。

## （二）安興貴

卷頭第一首「冠軍大將軍安興貴碑銘」の安興貴は、武威のノグド系有力氏族出身で、第二首の安修仁はその弟に当たる。安氏兄弟は唐初の功臣であるにもかかわらず、伝記資料はそれほど多くない。そのため、事績を辿ろうとすると『旧唐書』・『新唐書』や『元和姓纂』等の史書に散見する断片的な記事や子孫の墓誌・碑銘等に拠る他ない。<sup>9)</sup>

その中でも『旧唐書』李軌列伝に比較的まとまって登場するので、そこから安氏兄弟に関係する部分を以下に抜粋する。

李軌字處則、武威姑臧人也。有機辯、頗窺書籍、家富於財、賑窮濟乏、人亦稱之。大業末、爲鷹揚府司馬。時薛舉作亂於金城、軌與同郡曹珍・關謹・梁碩・李贇・安修仁等謀曰……軌令修仁夜率諸胡入内苑城、建旗大呼、軌於郭下聚眾

應之、執縛隋虎賁郎將謝統師・郡丞韋士政。軌自稱河西大涼王……初、安修仁之兄興貴先在長安、表請詣涼州招慰軌。

高祖謂曰、李軌據河西之地、連好吐谷渾、結援於突厥、興兵討擊、尚以爲難、豈軍使所能致也。興貴對曰、李軌凶強、誠如聖旨。……興貴知軌不可動、乃與修仁等潛謀引諸胡眾起兵圍軌、將圍其城、軌率步騎千餘出城拒戰。……道宜率所部共修仁擊軌、軌敗入城……興貴宣言曰、大唐使我來殺李軌、不從者誅及三族。於是緒城老幼皆出詣修仁。……軌尋伏誅、自起至滅三載、河西悉平。詔授興貴右武侯大將軍・上柱國、封涼國公、食實封六百戶、賜帛萬段。修仁左武侯大將軍、封申國公、并給田宅、食實封六百戶。

安氏兄弟と同じく武威のソグド系有力者である李軌が、隋末の動亂期に安修仁等を率いて河西を落とし、大涼王を称した。その時長安にいた安興貴は、やはり河西を平定せんとする唐の高祖・李淵に協力して涼州に赴き、涼州にいた弟の修仁と内通して李軌を倒したのである。唐建国期における河西地方の平定に大きく貢献した功績によって、興貴は右武侯大將軍・上柱國を賜り涼國公に封じられ、弟の修仁も左武侯大將軍を賜り申國

公に封じられたとされる。

この他、安興貴の子・安元寿の墓誌には、

父興貴、皇朝右驍衛將軍・左武衛將軍・冠軍將軍・上柱國・涼公、別食綿・歸二州、實封六百戶、克施在封六百戶、克施在操、匪躬成節。以功詔爵、爰頒錫壤之榮、以德命官、載啓銜珠之秩。

と伝えられ、また、『旧唐書』李抱玉列伝には、

李抱玉、武德功臣安興貴之裔。代居河西、善養名馬、爲時所稱。羣從兄弟、或徙居京華、習文儒、與士人通婚者、稍染士風。抱玉少長西州、好騎射、常從軍幕、沉毅有謀、小心忠謹。……抱玉上言、「臣貴屬涼州、本姓安氏、以祿山構禍、恥與同姓、去至德二年五月、蒙恩賜姓李氏、今請割貫屬京兆府長安縣。」許之、因是舉宗並賜國姓。

とあり、安興貴の子孫である李抱玉（？―七七七）が功績によって唐の国姓である李姓を賜ったことが記されている。安興貴そ

の人を主題とした著作は、『新唐書』藝文志に「顔師古安興貴家傳」とあり、顔師古による伝記が存在したと考えられるが、これもすでに亡佚している。すなわち、『文館詞林』に収録された本碑銘は安興貴自身の事績を伝える貴重な史料といえる。

しかしながら、本断簡はその冒頭十行のみにすぎない。その末尾から二行目によく安興貴の名が登場し、最末尾には「武威姑藏人、安息王之」とある。安氏と安息国との関係は、『元和姓纂』巻四に、

風俗通、漢有安成（城）。廬山記、安高、安息王子入侍。

姑臧涼州出自安國。漢代遣子朝國、居涼土。後魏安難陀至

孫盤娑羅代居涼州、爲薩寶。生興貴。執李軌送京師、以功

拜石武衛大將軍・歸國公。

とあり、漢末に質子として入朝した安息王の子・安世高を祖と称していたことが分かる。ただし、呉玉貴氏の安氏一族に関する研究によると、漢末から北周の史料には安息王の後裔とする記述は見られず、唐初の史料に至って頻出するようになることなどから、唐初のソグド系氏族の中でそのように称すること

が慣例となっていたという<sup>10)</sup>。また、齊藤達也氏は、『元和姓纂』の記事から姑臧（武威）の安氏はプハラ（安国）出身のソグド人であり、彼らが安姓を名乗り安息国出身と称した習慣は、五世紀後半まで遡る可能性があると指摘する<sup>11)</sup>。おそらく、安興貴碑銘の「安息王之」も、この後には安興貴の出自に関する内容が続くものと想像される。

## 二、天理断簡との関係―尾崎論文の再検討

はじめに述べたように、天理断簡は弘仁抄本の原本である。

もとは兵庫の豪商吉田家が蒐集した集古帖「聆濤閣帖」の一部を成していたが、その後散じて天理大学附属図書館に収められた。この断簡は紙背の『相对抄』や筆跡から弘仁抄本の一部と認められるものの、その巻次が不明であった。それを尾崎康氏が様々な要因から巻四五の安修仁碑銘と推定したのであるが、やはり断定するだけの根拠は得られていない。一方、模抄本とはいえ香果遺珍本は明確に『文館詞林』巻四五の第一張部分である。以下、「凶録」や「解題」と重なる部分も多くあるが、

天理断簡の安修仁碑銘説をより詳細に再検討してみたい。

天理断簡の内容を以下に示す。<sup>12)</sup>

- 1 苗裔也夫其構峯外區方葱嶺
- 2 之西時導流中土侔德水之東
- 3 注故能福祿攸降枝幹克昌雖
- 4 金鈎表祥見稱於張氏玉田貽
- 5 祉着美於陽族方之蔑如也祖
- 6 諱魏雍州薩寶父諱隨開府儀
- 7 同三司貴鄉縣開國公贈石州
- 8 刺史或望重河右掬計然之要
- 9 術或聲馳海內受司勳之賞典
- 10 韓宣之問孟獻未埒其名莊辛
- 11 之之對楚王寔符其實公感靈
- 12 秀氣受教中和蹈苟何之淳德
- 13 慕顏冉之淑行靜歸真道動合
- 14 虛舟體備柔弱憲白璧而吐閩
- 15 心安忠恕儀丹桂而楊芬是以
- 16 金城之右猶潁川之仰叔度玉

17 關之外若衛人之宗端木豈正

18 輪財見稱事高於西漢削契推

19 重聲振於東都而已哉隨開皇

20 中起家為蜀王秀庫真遷都督

21 檢校儀同兵及秀廢又為大都

22 督領本鄉兵韜玉左官徒悲下

23 和之寶絆驥下僚寧辯孫陽之

24 駿譬猶凌寒之幹負嚴霜而表

さて、上述の香果遺珍本を踏まえ、本稿でも尾崎氏の説を引用しながら問題を整理してみよう<sup>13)</sup>(引用中の番号と傍線は引用者による)。

尾崎氏は『文館詞林』弘仁抄本の概略を述べた後、筆跡や紙背から天理断簡が卷四五に当たることを明らかにし、紙背の『相对抄』の残存状況から、

相对抄はこの断簡のあと、なお叡山文庫本で五十五行、文館詞林紙背本にして四十教行が続くから、①一張を天理断簡と同じく三十三行とみれば、もう二張はあったはずであ

る。すなわち、法華三宗相對抄卷六に用いられた文館詞林は、不明断簡二張、天理断簡二十四行（二張）、卷六六二（尾欠）約六百行（約二十張）、卷五〇七尾二十七行（二張）と続いていたものと推定されるのである。

と、天理断簡を含む『相對抄』卷六の綴合を推定している。そしてこのうちはじめの不明断簡二張について、一張は卷一五八の首一張、もう一張を卷四五五の首一張と見ている。

次に、天理断簡の内容について以下のように述べる。

その記事内容は碑銘のごとく、人名は見えないが、終わりの方に隋の開皇中に起家し、蜀王秀（煬帝の弟）に仕えて都督となり、儀同の兵を檢校し、秀が廃せられると（六〇〇年）本郷の兵を領したとあって、その後が切れているから、唐初の武将のものであるらしい。……父の閩歴が玄宗に重用された張説の張説之文集（張燕公集）卷一六の「河西節度副大使安公碑銘并序」（安忠敬碑〈引用者注…安興貴の曾孫〉）に、

曾祖羅方大、隋開不儀同三司、皇朝贈石州刺史貴郷公。

……祖興貴、右武侯大將軍涼州刺史。……

とある安羅方大のものと一致するから、文館詞林の碑文の主は、②安興貴かその兄弟と考えられるのである。

ここで、安興貴兄弟の事績について紹介し、次に尾崎雅嘉『別録』巻五に記された『文館詞林』の記録を引用する。『別録』には卷一五八・四五五・六六二の各巻頭一首あるいは数首の題目と、卷五〇七の末尾が記録されており、その卷四五五の部分は「第四百五十五 碑卅五 百官廿五 / 將軍五 / 右驍騎將軍安修仁碑銘一首并序 凡七條」と著録されていることは先に述べた。

そして、それに続けて尾崎氏は、

③卷四五五の碑銘の右驍騎將軍安修仁こそ、兄の安興貴と隋末唐初の河西に活躍し、張説之文集所載の④安忠敬碑にみえる曾祖の安羅方大と、天理断簡の父の経歴とが合致するものである。したがって、天理図書館蔵の断簡は、文館詞林卷四五五の安修仁の碑銘の一部であることが明らかである。

とする。そしてさらに、安氏について解説を加えた後、次のようにいう。

再び文館詞林断簡の書誌的な問題にたちかえろう。

以上に述べた祖父の経歴は断簡の五行目から、本人のもののは十九行目から書かれているから、これは安修仁碑銘のかなり頭初の部分であろうと思われる。群書一覽別録が四五五という巻次やこの題目を明記するのは、当時この巻首が存在したからであるが、この巻は凡七首というのであるから、首題標目に九ないし十行要したのである。第一張もこの断簡とおなじく二十四行であれば、なお本文十数行を取めうるわけで、⑤安修仁碑銘は第二首のようであるから、この碑銘の冒頭がその部分にあたと考えられる。したがって、⑥この断簡はそれに続くものとみなされ、卷四五五の第二張である公算が大きい。すなわち、寛政のはじめごろには、卷四五五の第二張が続いて存していたのが、いつの間にか剝脱して第一張が失われたのであろう。

そして再び、綴合の問題について次のように述べる。

そしてもう一度紙背の法華三宗相對抄卷六についてみれば、この断簡紙背部分のあとになお二張分を必要としたのであるから、文館詞林の側についていえば、卷四五五の二張の前に、さらにもう一張がなくてはならない。そこで思いうかぶのが、群書一覽別録の文館詞林についての著録の順序であり、その冒頭に見える卷一五八である。その卷一五八の巻首も、弘仁抄本は現存しないにもかかわらず、群書一覽別録に著録され、かつ柴野栗山の模写が行われているものである。栗山の模写は丹念な双鉤で、主題標目二十二行のみであるが、これがちょうど一張分に相当するのである。そして、先に引用した群書一覽の著録の順序に注目すれば、⑦まずこの卷一五八首があり、以下前述の法華三宗相對抄卷六の紙背の順序の推定そのままに、卷四五五首、卷六六二（尾欠）、卷五〇七と続いている。相對抄卷六の料紙構成はこのように成っていたと推定されるのである。

尾崎氏が天理断簡を安修仁碑銘とみた根拠は、まず祖先の経歴が安興貴・安修仁兄弟と合致すること(②)、内容と紙背の状況から巻四五の巻首題目に続く第二張、すなわち第一首の冒頭に近い部分に当たると推定され(①⑥⑦)、そして『別録』に安修仁碑銘が巻四五の第一首のごとく記録されていることに拠る(③)。確かに、『別録』は巻一五八と巻六六二では各巻の第一首の題目を挙げているため、同様に著録された安修仁碑銘を巻四五の第一首目と見るのは自然なことである<sup>(14)</sup>。

しかし、前述したように香果遺珍本および後述する大喜多本から実際はそれが兄の安興貴碑銘であることが明らかになった。となると、天理断簡の内容特定についても考え直さねばならない。尾崎氏が⑥でいうように、天理断簡が巻四五の第二張であり、第一首の頭初に相当するというならば、天理断簡は安興貴碑銘の一部に当たり、香果遺珍本の後に接続すると考えるのが妥当だろう。

香果遺珍本は「安息王之」で終わり、天理断簡は「苗裔也」で始まるため、文章の接続に問題はない。同様の表現は、唐龍朔元年(六六一)に七十二才で亡くなったプハラ出身のソグド人とされる安娘の「史索巖夫人安娘墓誌<sup>(15)</sup>」にも見える。

夫人諱娘、字白、岐州岐陽人、安息王之苗裔也。夫奔奔仙基、分軒臺而吐胃、悠悠別派、掩嬌水而疏疆。……

安興貴の生没年は未詳ながら、唐建国期に活躍していることから安娘とはほぼ同時代の人物と考えられ、このような表現は彼らの墓碑銘によく見られる文句だったといえる。そして、その後が続く出自も、尾崎氏が①で「安興貴かその兄弟のもの」というように、安興貴のものとも見ても妥当な内容なのである。現に、熊清元氏は天理断簡の出自が安興貴の子・安元寿の墓誌の出自と一致することを根拠に、天理断簡を安興貴碑銘と見なしている<sup>(16)</sup>。もし、天理断簡の内容のみで安興貴か安修仁かを判別しうる他の史料が発見できれば、どちらの碑銘であるかすぐにでも判断できようが、管見の限りそのような史料は見つっていない。

そこで、本稿でも尾崎氏による書誌的な検討をもう一度たどってみたい。前述したように、天理断簡は紙背に「相對抄」巻六の巻末に近い部分の三十三行を存す。尾崎氏は①⑦で、「相對抄」は後(『文館詞林』からすると前に)にもう二張分の料紙

を必要とし、その綴合は『別録』に記録された各巻の順序から、『相對抄』巻六は『文館詞林』の巻一五八首（二張）・巻四五五首（二張）・巻六六二尾欠（約二十張）・巻五〇七尾（二張）の順で軸装されていたと推定している。香果遺珍本の『文館詞林』模抄群に着目すると、ここには巻四五五第一張の他に、巻一八五首（一張分）・巻五〇七尾（二張分）・巻六六二尾欠の模抄が備わっており、さらに『相對抄』巻六末尾（尾題を含めた六行分）の忠実な模抄が含まれている<sup>18</sup>。香果遺珍本でもこれらがひとまとまりとして存することは、やはり、これらの巻が同軸を成していたという推定を補強するものであろう。ただし、天理断簡に相当する部分は含まれていない。この点は、『相對抄』巻六に用いられた弘仁抄本の離散・蒐集の過程を考える上で注意しなければならない。また、仮に巻四五五第一張が天理断簡の直前に接続するならば、原本の紙背には天理断簡紙背『相對抄』の後に続く内容が記されていたことになる。しかし、残念ながら香果遺珍の中には本断簡の紙背に相当する模抄類は見出せなかった。

なお、尾崎氏は巻四五五第一張の行数について、「第一張もこの断簡とおなじく二十四行であれば」と想定しているが、香

果遺珍本の墨付行数は全体で二十二行である。卷子装の旧鈔本の場合、巻首第一張は他の張に比べて紙幅が一行分短く、さらに冒頭の一行を空行にする傾向にあり、宮内庁書陵部所蔵巻六六八の巻首も一行分の空行が取られている<sup>19</sup>。おそらく、巻四五五の原本も同様の処理が成されたため、墨付行数が他の張より少なくなつたものと考えられる。

### 三、大喜多家所蔵『文館詞林』残巻模抄本

次に、大喜多本【末尾図】について検討する。大喜多本は現在所在不明であるが、昭和四十九年に斯道文庫員がマイクロフィルム撮影をした際に記録した書誌に基づいて概要を示す。

淡浅葱色表紙（二十六・八×十九・〇糎）、左肩に打付にて「文館詞林（殘缺（第二冊：第六百六十二）と墨書。袋綴二冊、每半葉七行十二字、字面高さ約二十糎、每巻改張。墨付（第一冊）十四張、（第二冊）五十張。筆跡については一筆か寄合書か判断しがたく、江戸後期の写本と推定されている。蔵書印は每冊首に隸書陽刻長方形「仁壽山莊」（姫路藩家老河合家）、陽

刻長方形「白水書院」、陽刻方形「有不爲齋」印記（伊藤介夫）がある。

収録巻次は次の通り。

【第一冊】（張数は大喜多本の張数）

卷一五八首（二張）

卷四五五首（二張）

卷五〇七尾（三張）

卷六九五巻首題目（三張）

同卷「魏武帝修学令一首」六行（一張）

天理断簡と同内容（二張）

【相對抄】卷六末尾五行と尾題（一張）

【第二冊】

卷六六二（五十張）

この模抄本のうち、天理断簡部分と卷六九五「魏武帝修学令一首」六行を除く「相對抄」卷六構成分は、橋本経亮が蒐集した部分と重なる。書きぶりが簡略な点も同様であるが、香果遺珍本では省略されていた位置が全て写し取られており、卷六九五と天理断簡部分は弘仁抄本の面影がうかがえる書きぶりである。

さらに、各冊の見返しに紙箋を貼付し、第一冊には、

一百五十八卷 已下七張 白河侯藏

六百九十五卷 已下四張 勝福寺藏

苗裔也卷 已下二張 川合氏藏

本書紙背三宗要録 一張 白河侯藏

とあり、第二冊（卷六六二）には、

白河侯所藏此巻元

高野山所傳者

と、原本の所蔵者が墨筆で記されている。つまり、大喜多本は卷四五五首と天理断簡部分の両方を備えているだけでなく、弘仁抄本の離散・蒐集を考えるうえで重要な手がかりを含んでいるのである。

では、天理断簡部分の所蔵者とされる「川合氏」は誰に当たるのであろうか。大喜多本は「仁壽山莊」の蔵書印から姫路藩の家老・河合（川合）氏が所蔵していたことが分かる<sup>21</sup>。

「川合氏」と、当時『文館詞林』の蒐集に関係していた人物

とのつながりを探ると、藤貞幹の遺品目録『無仏斎遺伝書領目六』に「川合」の名が現れる。これは、寛政九年八月に貞幹が没した後、遺品を譲り受けた佐々木春行が作成した遺品目録で、そこには「文館詞林摹本」の書名も見える。ただし、それがどの巻に当たるのか、詳細は記されていない<sup>(22)</sup>。この目録の一部には売却先が付記されており、それによると「遠年紙譜」「最

澄入唐明州牒」「朝鮮礼单」「唐十八学士真像」が「川合家」へ売却され、「爾雅」が「姫路川合家」へ売却されている<sup>(23)</sup>。「川合家」と「姫路川合家」両者が同一であるか否かは確定しがたいが、少なくとも「姫路川合家」は大喜多本の旧蔵者である姫路藩家老の河合氏、当時は道臣<sup>(ひろみか)</sup>(一七六七—一八四一)であろう。道臣は藩の財政改革だけでなく、私塾・仁寿山養を開くなど教育にも力を入れた人物である。たびたび出府を命じられて江戸へ参じ、柴野栗山とも交流があった<sup>(24)</sup>。また、文化六年(一八〇六)に当時林家塾の塾長であった佐藤一斎の紹介で林家塾に入門し<sup>(25)</sup>、林述斎とも親交があったという。こうした交流を通じて道臣が弘仁抄本の原本に接していたか、模抄本を入手していたとしても不思議ではない<sup>(26)</sup>。

ただ、もし仮に識語の川合氏が姫路河合氏を指すのであれば、

自身が所蔵している本に「川合氏」と記すのは不自然であり、少なくとも識語の書写者は別人であろう。すると、誰かが作った模抄本を後に河合氏が入手したと考えるのが妥当だろうか。なお、河合氏は文化七年(一八一〇)に「川合」から「河合」に姓を改めていることから<sup>(27)</sup>、厳密な書き分けが行われていたとすれば、それ以前の識語と考えられる。

#### 四、模抄本識語から見る原本の所在と移動

大喜多本の見返しに記された識語では、巻一五八首・四五五首・五〇七尾・六六二がすべて「白河侯」すなわち松平定信の所蔵とされている。一方、天理断簡部分は「苗裔也卷」と称して巻次が記されず、巻四五五の巻首と分けて綴じられていることから、大喜多本が作成されたときにはすでに巻四五五首との関係が不明になっていたことがうかがわれる。

現在、大喜多本の他に当時の原本の所蔵者を示す識語を持った模抄本が、もう二本確認できる。大喜多本およびこれらの識語から、『相对抄』巻六分の弘仁抄本(巻一五八・四五五・六

六二・五〇七)の所在と移動について考えてみたい。

(二) 佐々木春行『古籍鑑定書目』

一つ目はたびたび紹介してきた佐々木春行『古籍鑑定書目』である。この中には卷六九五卷首の模抄一葉と天理断簡部分の臨模一葉が含まれている。このうち天理断簡部分については三紙を継ぎ、第一紙の右端に紙縫紐が付いた卷子状の形態であり、表書きには「文館詞林殘缺壹張 □摹」と題されている。そしてその第一紙が各卷の所蔵者に関する識語、第二・第三紙が天理断簡の模抄という構成で、末尾には「右先年大坂ヨリ持来分」と小字で記されている。

第一紙の識語は次の通りである。

○文館詞林卷第六百六十八 詔卅八 赦宥四

位署在

目錄ノ初 漢哀帝改元大赦詔一首

料紙經紙ニテ裏ハ經文行草書ナリ

此卷江戸ニアル由先年

狩谷氏ヨリ申来

○同六百六十二卷 大坂兼葭堂二在

背文三宗相对抄第六

○同四百五十五 碑卅五 將軍五

此卷白河侯所蔵ニナリシヤト云

この識語をそのまま受け取れば、大喜多本では定信所蔵とされていた卷六六二がこの時点では兼葭堂のもとにあり、卷四五五首は定信の所蔵と伝えられていた。しかし、天理断簡の模抄に卷四五五との関係が明示されておらず、「右先年大坂ヨリ持来分」という付記からも、天理断簡部分原本は早くに巻首から切り離されて大阪にとどまり、巻次不明になっていたことを意味しよう。

阿部氏や尾崎氏が指摘するように、兼葭堂が弘仁抄本を有していたことは、享和二年(一八〇二)に刊行された尾崎雅嘉『群書一覽』卷二で、

按ずるに兼葭堂に珍藏せし所の一卷は仏書の裏に書きたるものにて、文中往々則天皇后の製字を用ひたる所見えたり。

と、記していることから知られる。この「兼葭堂に珍藏せし所の一卷」について、尾崎氏は卷六六二・五〇七に則天文字が多用されていること、尾崎雅嘉が『別録』で『相對抄』卷六構成分と推定される巻を全て記録していることを根拠に挙げ、兼葭堂が『相對抄』卷六の一軸を所蔵していたと推定する。佐々木春行の天理断簡模抄についても、春行は出所を明らかにしないが、大阪からもたらされたというのは示唆的である。

では、卷六六二はいづれ兼葭堂から定信のもとにもたらされたのだろうか。

卷六六二が江戸にもたらされたことは、寛政十二年（一八〇〇）十月二十六日に橋本経亮が著した「文館詞林之事」に記されている。

今度白雲上人持来ラレシ第六百六十二卷（末二行許欠）一巻、第五百七欠一卷等にて全巻欠巻伝聞セシモ六卷の存在ヲ知タリ。（句読点は筆者による）

これによると、卷五〇七・六六二は定信の命を受けて古物の蒐集に当たっていた白雲上人によってもたらされたという<sup>③</sup>。白雲

上人は寛政十一年および十二年に、白河藩御用絵師の大野文泉とともに西遊し、いずれも兼葭堂を訪れ、大阪滞在中は兼葭堂宅に逗留していた<sup>④</sup>。一戸涉氏は、この時に白雲が卷五〇七・六六二をまとめて兼葭堂から譲り受けたと見ている<sup>⑤</sup>。

佐々木春行識語の正確な書写時期は不明だが、少なくとも卷六六二が定信のもとに移る以前、すなわち寛政十二年十月以前の情報であるといえよう。そして、大喜多本識語は寛政十二年十月以降に書かれたものということになる。卷四五五について、春行識語の時には定信が所有していると伝えられていたが、おそらくそれは卷四五五の首一張のみであり、天理断簡部分は大坂にとどまっていた。そしてその後、「川合氏」へ渡ったと考えられる。

### （二）柴野栗山手沢模抄本

二つ目は慶應義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵の柴野栗山（一七三六―一八〇七）手沢模抄本（〇九二ノト七一ノ一）である。薄い雁皮紙を継いだ卷子装で、卷一五八首・五〇七尾・六六二尾・六六四前半・六六八首・三四八奥書壘印・六九五を存す。卷六六四・六九五は佚存叢書本の模写であるが、卷一五八・五

○七・六六二は弘仁抄本の様相を精緻に残している。そして表紙見返しには原本の所在に関する識語が次のように記されている。

一百五十八

三百卅八〈攝津国八田郡須磨大手村勝福寺藏〉

五百七 〈白河羽林源公藏〉

六百六十二〈同〉

六百六十八〈屋代弘賢藏 出自大和国宇智郡榮山寺〉

六百九十五〈須磨勝福寺藏〉

この識語の書写者について、『慶應義塾大学附属研究所斯道文庫 貴重書蒐選』の解題では、栗山の自筆かと推定されている<sup>33)</sup>。大喜多本同様、この識語からも巻六六二が定信に移ったことが分かる。書写時期は確定しがたいが、前述の「文館詞林之事」を踏まえれば寛政十二年十月以降、栗山が没する文化四年（一八〇七）以前と推測される。

ただし、佐々木春行が定信所蔵と聞いていた巻四五五首、そして天理断簡は栗山模抄本には収められていない。さらに、栗山の巻六六二は、香果遺珍本や大喜多本に比べて末尾の一張

分二十四行を欠くという違いが見られる。橋本経亮が巻五〇七・六六二の発見を伝え、定信に帰したのが寛政十二年十月として、そこから栗山が没する文化四年までのわずかな間に定信のもとからも一部が失われたと見られる。

一方、香果遺珍本と大喜多本の間には共通点が多く見られることから、両者は栗山本より早い時期に同じ底本に基づいて作成されたと推測される。

また、気になるのは巻四五五首がいつ定信のもとへ渡ったのかという点である。巻六六二は兼葭堂、伝聞ながら巻四五五首は定信所蔵とする春行識語からすれば、少なくとも巻四五五首は巻六六二よりも前に定信に帰していたと考えるのが妥当であろう。しかし、香果遺珍本の巻四五五首の模抄には「此分所在不明分」という包紙が付帯しており、栗山本にはこの模抄自体が含まれていない。これらのことから推測するに、定信所蔵と明記している大喜多本の方が香果遺珍本より早く、巻四五五首がまだ定信のもとにあるうちに作成されたということになるのではないだろうか。そして橋本経亮が模抄本を作成した時点で巻四五五首の弘仁抄本原本はすでに所在不明となってしまうのだらう。<sup>35)</sup>

尾崎氏は「憶測になるが」と前置きした上で、一度は『相对抄』巻六の一軸分が全て定信のもとに集められたのではないかと推測している<sup>86</sup>。確かに、『相对抄』巻六を構成した弘仁抄本のほとんどが定信のもとに集まったであろうことは大喜多本の識語などから看取できる。しかし、前述のように全てが同時期に揃ったとは考えにくい。

『相对抄』巻六構成分の離散と蒐集について、新たな憶測を提示することが許されるなら、次のような案を提示したい。

まず、巻四五五は首一張のみ定信のもとにあった。いつ入手したものか定かではないが、寛政十二年十月以前のことであろう。その後、寛政十二年十月に兼霞堂のもとにあった巻五〇七・六六二が白雲上人によって定信へもたらされた。また巻一八五も正確な時期は不明だが、大喜多本の識語の時点では巻一八五・四五五首・五〇七・六六二が定信のもとに集まっていたと考えられる。しかし、香果遺珍本が作成されたときには巻四五五首は所在不明になっており、これは現在も不明である。さらにその後、巻一八五・五〇七・六二二については柴野栗山が極めて精巧な模抄を作成していることからすれば、やはりこの三巻の原本は定信の身辺にあったのだろう。ただし、天理断簡部分に

ついでには春行模抄本に「大坂ヨリ持來分」とあり、大喜多本では「川合氏」の所蔵とされ、その後は兵庫の吉田家に帰っており、定信の周辺に存在した痕跡は見出せない。おそらく、天理断簡は定信の手に帰することなく上方にとどまったのであろう。だとすれば、橋本経亮や栗山ら定信周辺の蒐集家が作成した模抄の中に天理断簡部分が含まれないのも頷ける。

### おわりに

以上、弘仁抄本『文館詞林』巻四五五について、既知の天理断簡に加え、香果遺珍本と大喜多本という新たな模抄本によって次の二つの問題を再検討した。一つ目は、天理断簡の内容についてである。これまで天理断簡は『文館詞林』巻四五五第一首「安修仁碑銘」とされてきたが、香果遺珍本や大喜多本によって第一首は実は「冠軍大將軍安興貴碑銘」であることが判明した。内容的な検討、書誌的な検討ともに、天理断簡は安興貴碑銘の第二張と見るのが妥当と考える。

二つ目は、弘仁抄本の散佚と蒐集の過程についてである。こ

の問題は依然として不明点が多いが、模抄本の識語を手がかりとして『相對抄』巻六を構成していたと考えられる巻一五八首一・四五五首一・張・天理断簡(巻四五五第二張)・六六二(尾欠)・五〇七尾について次のように整理した。

まず、尾崎雅嘉が『群書一覽』で「兼葭堂に珍藏せし所の一卷」といい、『別録』に記すところの巻一五八・四五五・六六二・五〇七に関する情報が兼葭堂所蔵本から取得されたものとすれば、『相對抄』巻六の大部分を兼葭堂が所持していたと考えられる。ただし、佐々木春行が『古籍鑑定書目』に著録した時点で巻六六二は兼葭堂の手元にあったものの、巻四五五第一張は当時すでに松平定信のもとにあるといわれていた。そして、巻四五五第二張と思われる天理断簡部分と巻四五五第一張との関係が示されていないことから、天理断簡部分は早くに他の張から切り離され巻次不明となった。また、寛政十二年十月には巻五〇七・六六二が白雲上人によって定信のもとに届けられた。そこから大喜多本や香果遺珍本、栗山本が作成されたと考えられる。ただ残念ながら、その過程で巻四五五首や巻六六二尾一張分の散佚が起こっている。

高野山から流出した『相對抄』巻六構成分の『文館詞林』断

簡が、たとえ一時すべて兼葭堂のもとにあったとしても、それらは切り離されて徐々に兼葭堂から流出し、それがまた漸次定信のもとに集まっていた。しかし、定信に近かった栗山や経亮の模抄本に天理断簡が含まれない点、大喜多本でも天理断簡分は「川合氏」の所蔵とされている点、その後兵庫の吉田家に帰した点からも、天理断簡は早々に切り離されて上方に残されたのではないだろうか。

『相對抄』巻六構成分の弘仁抄本の原本は大部分が定信のもとに集まったものの、今現在中で原本が残されているのは上方にとどまった天理断簡のみである。一方、定信蒐集部分は香果遺珍本や大喜多本・栗山本といった模抄本が複数作られたことよって、現在も内容を知ることができ、また各巻の移動についてもうかがい知ることができた。特に巻四五五首は、昭和四十九年に斯道文庫が大喜多本の調査を行いマイクロフィルムの撮影を行っていたものの、二〇二一年に香果遺珍本が公表されるまでほとんど研究されてこなかった。これらの模抄本は『文館詞林』の内容的研究だけでなく、江戸後期における書物蒐集のあり方を検討する上でも意義深く、今後多分野の研究に資することを期待している。

## 注

- (1) 本書の伝存状況や蒐集の経緯など全容については、すでに阿部隆一氏「文館詞林考」(『影弘仁本文館詞林』古典研究会、一九六九)に詳細な研究がある。
- (2) 反町茂雄『一古書肆の思い出』第四卷、平凡社、一九九八年、二〇二—二三四頁。
- (3) 一戸渉・矢島明希子「香果遺珍本『文館詞林』解題と影印」『斯道文庫論集』第五十六輯、二〇二二年。
- (4) 大喜多家は香川県三豊市の豪家の一つである。
- (5) 内容の訓読や現代語訳については、山下将司「『文館詞林』「唐・安興貴碑銘」断簡について―香果遺珍本と天理断簡」(『日本女子大学紀要(文学部)』第七十二号、二〇二三年)を参照されたい。
- (6) 大喜多本は位署を略さず「中書令太子賓客監修國史弘文館學史上柱國高陽郡開國公許敬宗」と記す。
- (7) 大喜多本は「瑞」に作る。
- (8) 香果遺珍本・大喜多本ともに「遭」の「曹」を「曹」に作る。
- (9) 河西の安氏一族については呉玉貴「涼州粟特胡人安氏家族研究」(『唐研究』第三卷、一九九七年)、福島恵「東部ユーラシアのソグド人」(汲古書院、二〇一七年)に研究がある。
- (10) 呉玉貴前掲論文。安世高との関係も付会であるという。近年のソグド系安氏と安息国の関係についての研究動向は、齊藤達也「安息国出身を称する安姓のソグド人について」(岩見清裕編『ソグド人墓誌研究』汲古書院、二〇一六年)に詳しい。
- (11) 齊藤達也「安息国・安国とソグド人」『国際仏教学大学院大学研究紀要』第十一号、二〇〇七年。
- (12) 天理大学附属図書館より全文翻刻のご許可をいただいた(天理大学附属図書館本翻刻第一四一九号)。訓読・現代語訳は、山下将司「随・唐初の河西ソグド人軍団―天理図書館蔵『文館詞林』「安修仁墓碑銘」残卷をめぐる―」(『東方學』第百十輯、二〇〇五年)で試みられているため、そちらを参照されたい。
- (13) 以下の引用は尾崎康「天理図書館蔵文館詞林断簡をめぐる―」(『ヒブリア』第四十四号、一九七〇年)に拠った。
- (14) なぜ尾崎雅嘉が安修仁碑銘のみを記したのかは不明。卷

一五八に関する著録では「後魏宋欽贈高允詩一首 宋陶潜酬丁柴桑一首 / 宋謝靈運答謝諮議一首・・・・凡廿目許」とし、宋欽の詩と陶潜の詩の間にあるべき「後魏高允答宋欽一首」を脱していることから、必ずしも順序通り正確に著録されているわけではないようである。

(15) 安娘墓誌については、岩見清裕編『ソグド人墓誌研究』(汲古書院、二〇一六年、三一―三二七頁)の翻字に拠った。

(16) 『文館詞林』巻四五五闕題殘篇碑銘碑主考』『黃岡師範学院学报』二〇〇六年第五期。熊氏は『別録』については触れていないため、安修仁碑銘の可能性については検討していない。

(17) この順序については阿部氏も同様の考証をしている(阿部前掲論文)。

(18) 『相对抄』巻六末尾の模抄は本文が五行のものとして二行のみのもの二種二葉を存するが、三行の方に淡墨でただ「文館詞林 裏」と記されるのみで、いずれの紙背であったのかははっきりしない。尾崎氏の推定の通りなら、巻一五八首の紙背ということになるうか。

(19) その他の現存原本について斯道文庫所蔵のマイクロフイ

ルムにて確認を行ったところ、巻一五六・四五三・四五七・四五九・六六六・六六七・六九五・六九九も同様に第一張の墨付行数は二十二行であった(料紙の継ぎ目が不鮮明な巻は除く)。

(20) この他、香果遺珍本には大喜多本にない巻三四八断簡が含まれる。ただし香果遺珍本巻三四八は、他の残簡とは別の袋に収められており、その袋に寛政十二年(一八〇〇)に経亮が勝福寺で弘仁抄本の摸本を作らせた際の書き損じである旨が記されている。これは書きぶりが簡略だった『相对抄』巻六構成分とは異なり、原本に忠実に作られた模抄本であり、他本とは蒐集の過程が異なる(一戸・矢島前掲解題)。

(21) 仁寿山は河合道臣(一七六七―一八四二)が文政四年(一八二二)に開設した私設学問所である。道臣が亡くなる時、天保十三年(一八四二)に廃校となった(姫路市史編集専門委員会編『姫路市史』本編・近世二、姫路市、二〇〇九年、六九七―七〇三頁)。「白水書院」は不明だが、道臣の号に「白水」がある。道臣の印記か。

(22) 一戸氏によると、藤貞幹は栗山へ宛てた書簡の中で、「文

館詞林」巻六九五・三四八（寛政九年二月五日）と巻六六二（寛政九年五月二日）の出現を伝えている（一戸・矢島前掲解題）。

(23) 吉澤義則「藤貞幹に就いて」（『国語説鈴』立命館出版部、一九四三年）に収録された翻刻による。

(24) 栗山は「川合氏字説」（『栗山文集』巻一所収）で「姫路城酒井侯老川合大夫、其人敏而其所學也儼然、關西名大夫也。祇藩役來都相從游者數月、謂邦彦曰……」と述べ、道臣を評価している。

(25) 前掲『姫路市史』、六七八頁。

(26) 穂積勝次郎『姫路藩の藩老 河合寸翁伝』著者、一九七二年、一四一頁。

(27) その他、書物の蒐集家という面から見ると、『経籍訪古志』（『解題叢書』国書刊行会、一九一六所収本に拠った）では宋槧小字本「晋書」および宋板「寒山子詩集」（現在宮内庁書陵部所蔵）が姫路河合の所蔵とされる。また、南宋槧本「増廣校正和劑局方」（聿修堂旧蔵）の項に引用する多紀元胤の跋文では「乙丑（一八〇五）孟冬姫路大夫川合元昇（鼎）、購茲本於西京書坊」とあり、河合

道臣がこのような貴重書を蒐集していたことが分かる。道臣は寛政二年（一七九〇）から諱を「鼎」「元鼎」と称した。

(28) 酒井家の家老・河合家は元々河合姓だったが、宗次（？一六六二）の時代より川合姓を用いるようになり、文化七年（一八一〇）に道臣がまた河合と改めた（穂積前掲書、二〇五―二一三、二三九頁）。

(29) 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵マイクロフィルム（A二七―B）に拠った。

(30) 白雲上人については一戸氏が松平定信編『集古十帖』編纂に尽力した画僧であることを明らかにしている。また、一戸氏は橋本経亮『寛政十二年詠草』に文館詞林に触れて「くはしく白雲にあたへし考にしるせり」とあることから、経亮の「文館詞林之事」とはこの時の考証であり、白雲はこれを添えて定信に巻五〇七・六六二残簡を上呈したのではないかとする（一戸・矢島前掲解題）。

(31) 佐川庄司「画僧白雲伝記点描―展示概説にかえて」（『白河市歴史民俗資料館編』定信と画僧白雲―集古十種の旅と風景』編者、一九九八）。

(32) 一戸・矢島前掲解題。

(33) 一戸氏は橋本経亮の自筆雑筆『香果抜粹』（慶應義塾図書館一三三X@一六〇@一七四@三）の寛政十二年六月の記事に卷六六八に関して『古籍鑑定書目』と似た文言の記述があるのは、経亮と佐々木春行は同一の情報に接したためであり、それが狩谷椽斎であったと想定している。そして、椽斎が狩谷氏の家名を相続したのが寛政十一年十二月であり、時期的にも符合すると述べる（一戸・矢島前掲解題）。とすると、『古籍鑑定書目』の識語が書かれたのもこの時期と見てよいだろうか。

(34) 慶應義塾大学附属研究所道文庫編『慶應義塾大学附属研究所道文庫 貴重書蒐選』（編者、一九九七、解題一三五頁）。

(35) 香果遺珍本の卷一五八・四五五首の模抄蒐集について、一戸氏は「文館詞林之事」で経亮が両巻について触れていないこと、卷五〇七・六六二の模抄と卷一五八・四五五首の模抄とでは筆跡が異なることから、入手の経緯が異なり、経亮はまずは卷五〇七・六六二の模抄を入手し、寛政十二年十月以降に卷一五八・五四四首の模抄を入手

したと考えるのが妥当だという（一戸・矢島前掲解題）。

(36) 尾崎前掲論文。

(37) 吉田家聆濤閣の蒐集は、道可（一七三四―一八〇二）・肅（一七六八―一八三三）・敏（一八〇二―一六九）三代によるものであるが、古文書の蒐集は大部分が道可のときに行われ、肅が補い、敏が整理したとされる（正木直彦「聆濤閣古文書と集古帖」『美術研究』第四号、一九三二）。道可の最晩年あるいは肅の蒐集ということになるだろうか。

#### 【謝辞】

本稿執筆にあたって、天理大学附属図書館をはじめ調査にご協力いただいた諸機関に感謝申し上げます。



